

特許法等関係手数料令の一部を改正する政令 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

改 正 案

現 行

| | | | |
|---|--|---|-------------|
| <p>（意匠法関係手数料） 第三条（略）</p> <p>2 意匠法第六十七条第二項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。</p> | | <p>（意匠法関係手数料） 第三条（略）</p> <p>2 意匠法第六十七条第二項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。</p> | |
| | | <p>納付しなければならない者</p> | <p>金 額</p> |
| <p>一〇三（略）</p> | <p>意匠法第六十八条第一項において準用する特許法第五条第三項の規定による期間の延長（意匠法第十九条において準用する特許法第五十条の規定により指定された期間に係るものを除く。）を請求する者</p> | <p>一〇三（略）</p> | <p>（新設）</p> |
| <p>四</p> | <p>意匠法第六十八条第一項において準用する特許法第五条第三項の規定による期間の延長（意匠法第十九条において準用する特許法第五十条の規定により指定された期間に係るものを除く。）を請求する者</p> | <p>一件につき四千二百円</p> | <p>（新設）</p> |
| <p>五</p> | <p>意匠法第六十八条第一項において準用する特許法第五条第三項の規定による期間の延長（意匠法第十九条において準</p> | <p>一件につき七千二百円</p> | <p>（新設）</p> |

| | | |
|-----|------------------------|---|
| 3 | | |
| (略) | 六 〜 九 (略) | 用する特許法第五十条の規定 により指定された期間に係る ものに限る。)を請求する者 |

| | | |
|-----|------------------------|--|
| 3 | | |
| (略) | 四 〜 七 (略) | |